

災害時等における電動車両等の支援に関する協定を締結しました

川崎市内において災害等が発生した場合に、相互に連携し、円滑な災害応急対策等を実施することを目的とした電動車両等の貸与及び平時における電動車両等を活用した防災広報活動等の実施に関する協定を新たに締結しましたので、お知らせします。

1 協定締結先

神奈川トヨタ自動車株式会社（神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1）
ウエインストヨタ神奈川株式会社（神奈川県横浜市中区山下町33番地）

2 締結日

令和5年9月12日（火）

3 内容

(1) 電動車両等の種類

燃料電池自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

(2) 車両等の貸与

電動車両等の貸与を必要とする場合は、書面で要請するものとする。

貸与する車両は、市の指定する場所に運搬し引渡しを行う。

(3) 費用負担

貸与期間中に係る費用は、市が負担するものとする。

(4) 平時の取組

電動車両等を活用した防災広報活動等の実施や定期的な意見交換等を行うよう努める。

4 協定書

別添のとおり

問合せ
川崎市危機管理本部危機管理部 堤
電話 044-200-1430

災害時等における電動車両等の支援に関する協定書

川崎市

神奈川トヨタ自動車株式会社

ウエイズトヨタ神奈川株式会社

災害時等における電動車両等の支援に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）と神奈川トヨタ自動車株式会社（以下「乙1」という）及びウエイズトヨタ神奈川株式会社（以下「乙2」という。また、乙1及び乙2を総称して以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川崎市において災害等が発生した場合に、甲及び乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策等を実施することを目的とした電動車両等の貸与及び平時における電動車両等を活用した防災広報活動等の実施について、必要な事項を定める。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 燃料電池自動車
- (2) 電気自動車
- (3) プラグインハイブリッド自動車
- (4) ハイブリッド自動車
- (5) 前4号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害応急対策等のため、乙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第1号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請があったときは、安全が確保でき、かつ、業務に支障を来たさない可能な範囲で、乙の保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が要請する電動車両等の数量に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない近隣の関係企業やトヨタ自動車株式会社に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。ただし、乙が車両を運搬できない場合は、甲及び乙で協議し、引渡しの方法を調整する。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、期間変更の必要がある場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第3条第1項の規定による要請を受け、電動車両等の引渡しを行った場合は、甲に対して速やかに書面(様式第2号)を提出するものとする。

(電動車両等の返却)

第7条 甲は、第6条の規定により乙から提出された書面に記載された貸与期間を遵守するものとし、その返却時期、返却方法及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 貸与期間中における電動車両等に係る費用(電気代、燃料代その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。ただし、乙から甲への引渡しの時点で電動車両等に充電されている電力又は給油されている燃料は、乙が無償で提供する。

(補償)

第9条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおり扱うものとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的若しくは人的損害又は電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲及び乙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自賠責保険又は任意保険(以下、「自動車保険」という。)が適用される場合の取扱いは、次条の規定により取り扱う。

(自動車保険の扱い)

第10条 乙は、電動車両等の貸与に当たり、乙の負担により自動車保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用を受ける場合に要する費用については、免責分も含め甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第 12 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙が指示する使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、川崎市内で使用する。
- (3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなった場合は、乙に速やかに報告し、甲及び乙で対応を協議する。

(連絡責任者)

第 13 条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第 3 号。)により相互に報告するものとし、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、報告するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、甲及び乙は、連絡責任者に変更がない場合であっても、毎年 4 月に、相互に報告するものとする。

(電動車両等の情報提供)

第 14 条 乙は、甲から求められた場合、災害の発生時等に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供する。

- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

(平時の取組)

第 15 条 甲及び乙は、平時においても電動車両等を活用した防災広報活動等の実施や定期的な意見交換等を行うよう努めるものとする。

- 2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項に規定する防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(秘密保持義務)

第 16 条 甲及び乙は、相手方からの事前の書面による承諾なく、この協定に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(協議)

第 17 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈で疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定は締結の日から適用し、有効期間は令和 6 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 か月前までに、甲又は乙のいずれから書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。なお、電動車両等

の貸与期間中であっても、この協定が終了した場合には、甲は直ちに乙に電動車両等を返却するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲、乙1及び乙2がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年 9月 12日

甲 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市長 福田 紀彦

乙1 神奈川県横浜市神奈川区栄町7-1
神奈川トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 安藤 栄一

乙2 神奈川県横浜市中区山下町33番地
ウエイズトヨタ神奈川株式会社
代表取締役社長 宮原 漢二

電動車両等の貸与要請書

様

川崎市長

「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び貸与を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 貸与場所及び車両等の情報

	貸与場所 (施設名・住所)	貸与期間	台数 (台)	川崎市担当者 (連絡先・職氏名)
1		自: 月 日 至: 月 日		
2		自: 月 日 至: 月 日		
3		自: 月 日 至: 月 日		
4		自: 月 日 至: 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

電動車両等の貸与報告書

川崎市長 様

会社名

代表者名

「災害時等における電動車両等の支援に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、次のとおり報告します。

1 電動車両等の貸与内容

	貸与日	貸与場所 (施設名・住所)	貸与期間	車種	登録番号
1	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
2	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
3	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
4	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
5	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
6	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
7	月 日		自: 月 日 至: 月 日		
8	月 日		自: 月 日 至: 月 日		

2 報告に係る連絡先担当者

会社名	
役職・氏名	
連絡先	

